

# 八王子市子ども読書活動推進計画

平成15年3月

八 王 子 市

# 目 次

第1章	はじめに	1
1	国の動向	1
2	東京都の動向	2
第2章	子どもの読書活動推進のための基本方針	3
1	子どもの読書活動の意義	3
2	子どもの読書活動の現状	3
3	子どもの読書活動推進の基本的な考え方	4
	(1) 読書に親しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備	4
	(2) 家庭・学校・地域が相互に連携した取組	4
	(3) 読書活動への理解と関心のための啓発活動	4
	(4) 読書活動推進のための関係機関・団体の役割	4
第3章	子どもの読書活動推進のための取組	5
1	家庭	5
	(1) 本に親しむ環境づくり	5
2	学校	6
	(1) 読書する「心」を育む学校図書館での教育	6
	(2) 学校関係者の意識高揚	7
	(3) 読書の習慣を身につける機会の提供	8
3	図書館(市立図書館)	8
	(1) 読書活動の推進事業の実施	8
	(2) 市民団体等への支援・連携とボランティアの養成	9
	(3) 読書相談、読書情報の提供	10

<b>4 地区図書室</b>	10
(1) 読書活動を通してのふれあいの場の提供	10
<b>5 幼稚園・保育園・児童館等</b>	11
(1) 読書の楽しさを体感するための読み聞かせ等の充実	11
<b>6 市民団体及びグループ</b>	11
(1) 子どもに読書の楽しさや親しむ機会の提供	11
<b>7 書店・出版社</b>	12
(1) 子どもが読書に親しむ機会の提供	12
<b>8 大学</b>	12
(1) 読書活動の推進のための学生ボランティアによる支援	12

## 第4章 施策の効果的な推進に向けて 13

<b>1 推進体制等</b>	13
(1) 連携・協力体制の促進	13
(2) 「読書のまち八王子推進構想」の策定	13
<b>2 財政上の措置</b>	13

資料1	子どもの読書活動の推進に関する法律	14
資料2	子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(国)	17
資料3	学校図書館サポートセンターの概略	26
資料4	読書のまち八王子推進協議会設置要綱	27
資料5	読書のまち八王子推進協議会開催状況	28
資料6	読書のまち八王子推進協議会名簿	29

## 第1章 はじめに

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と定めた。翌年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月)が施行され、市町村は、子どもの読書活動の状況等を踏まえ、「市町村子ども読書活動推進計画」を策定するよう努めなければならないとし、さらに、附帯決議には民意を反映し、策定することとしている。また、東京都においても、平成15年3月に「東京都子ども読書活動推進計画」を策定した。

そこで、本市においては、読書に深い関わりのある市民・市民団体・事業者・行政が対等な立場で、子どもの読書活動の推進のために英知を結集し、平成14年度に「八王子市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成15年度には、「読書のまち八王子推進構想」をまとめるため、『読書のまち八王子推進協議会』を組織した。

以下、すでに国・東京都で示された子どもの読書活動の推進に関する計画をもとに、「八王子市子ども読書活動推進計画」を策定したものである。

### 1 国の動向

#### (1)「子どもの読書活動の推進に関する法律」の概要

同法律は、目的、基本理念、国の責務、地方公共団体の責務、事業者の協力、保護者の役割、関係機関等との連携強化、子ども読書活動推進基本計画、都道府県子ども読書活動推進計画等、子ども読書の日、財政上の措置等の11条から成っている。

資料1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」を参照

#### (2)「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

##### 基本的方針

- ア 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実
- イ 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進
- ウ 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

##### 子どもの読書活動の推進のための方策

- ア 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進
- イ 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他の諸条件の整

- 備・充実
- ウ 図書館間協力等の推進、啓発広報等

#### 方策の効果的な推進に必要な事項

- ア 財政上の措置、推進体制等

**資料2 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を参照**

## 2 東京都の動向

### (1)「東京都子ども読書活動推進計画」の概要

#### 計画の目標

- ア 子どもの読書環境の整備
- イ 子どもの読書活動に関する理解の促進
- ウ 地域・社会全体での子どもの読書活動の推進
- エ 子どもの読書活動を推進するための人材の育成

#### 推進のための具体的な取組

##### ア 家庭・地域等における読書活動の推進及び施設・設備の充実等

「都立図書館子どもページ(仮称)」の開設及び相談、保護者の読書活動、地域の読書活動への参加、青少年期における読書活動の奨励、講師・ボランティア等の人材情報の発信、児童サービスの専門的職員の育成、ボランティアリーダーの育成、児童・青少年サービス施設の充実、「東京都子ども読書シンポジウム」(仮称)の開催等

##### イ 学校における読書活動の推進及び学校図書館の充実

読書時間の確保、読書指導の充実、図書委員会の活動の充実、幼稚園及び保育園等との連携、図書資料の整備・充実、学校図書館の整備、情報化の検討等

##### ウ 関係機関等の連携・協力

「東京都子ども読書活動推進会議(仮称)」の設置、学校と図書館等の連携・協力、図書館間の連携・協力

**詳細は、東京都教育委員会ホームページを参照**

## 第2章 子どもの読書活動推進のための基本方針

### 1 子どもの読書活動の意義

近年、少子高齢化、核家族化、高度情報化の進展などによる、市民の価値観、生活スタイルの変化が、子どもの成長に大きく影響している。

社会的には、活字離れ、読書離れが豊かな人間形成の障害となり、社会に与える影響が大きいと指摘されて久しい。特に、子どもを取り巻く社会環境は、児童虐待、いじめ、衝動的行動等悲惨な事件が相次いでおり、子どもの乾いた心に潤いを取り戻すことは、現代社会の差し迫った緊急課題である。

子どもは、読み聞かせや自ら読書を楽しむことにより、言葉の理解と表現力、語彙量の増加、洞察力、創造力や想像力などを体得し、さらに、日常生活の限られた直接体験では得られない作品世界の登場人物や状況との出会いを間接体験することで、国境、民族、老若男女の別を越えて、「人間」を知り、「人が生きるとは何か」を考えるという層の深い、質の高い“おもしろさ”を、それぞれの年齢の心の丈で会得して、思いやりの心と生きる力を身につけることができる。また、自ら文字を読むことができない幼児期の読み聞かせは、保護者の愛情が「言葉の体温」として子どもの心の発達に良い刺激となる。そして、家庭がぬくもりや安らぎの場となり、その後の子どもの心の健全な成長を促すことになるなど、次代を担う子どもの豊かな人間形成と人生をより深く生きる力を身につける上で、読書の役割は極めて重要である。そのため、市を挙げて、子どもの読書活動が浸透するための施策を総合的に推進していく必要がある。

### 2 子どもの読書活動の現状

子どもたちを取り巻く世界は、テレビ、ビデオ、ゲームなどの映像文化の浸透、コミュニケーションを図るためのメディア情報や生活スタイルの変化など、生活環境が大きく変化したため、子どもたちの興味・関心が多様化し、活字離れ、読書離れが進んでいる。その結果、言語能力の低下、語彙量の減少、表現力の低下、日本語の乱れなどに影響があると指摘されている。

平成14年5月の読書調査（全国学校図書館協議会・毎日新聞社）によると、1か月間の平均読書冊数は、小学生7.5冊、中学生2.5冊、高校

生1.5冊である。また、1か月間に本を1冊も読まなかった子どもの割合は、小学生8.9%、中学生32.8%、高校生56.0%である。この調査結果で、中・高校生の読書離れの実態が、浮き彫りになっている。

本市においては、「朝の読書」、または、「10～15分間の読書運動」の実施、児童会・生徒会の図書委員会活動、担任やボランティアによる読み聞かせなどを学校で行なっている。図書館では、「子ども読書の日」の記念事業、ブックガイドの作成、1日図書館員、図書館探検隊、おはなし会の開催を行なうとともに、調べ学習や総合的な学習の時間等の場としての活用などされている。市民団体の地域文庫等では、地域の子どものために本の貸出、読み語り、手づくり工作など読書に関する活動をしている。しかし、子どもの読書活動を推進するためには、各関係機関や団体の連携、支援が必要である。

### 3 子どもの読書活動推進の基本的な考え方

#### (1) 読書を楽しむ子どもが育つための家庭・学校・地域の環境整備

子どもが、いつでも、どこでも、読書に親しみ楽しむことができるため、また、興味・関心を的確に捉えた本に出会えるための読書環境を整備する。

#### (2) 家庭・学校・地域が相互に連携・協力した取組

子どもが読書に親しむためには、身近で気軽に読書ができる環境が必要である。そのため、家庭・学校・地域が連携・協力した取組をすることで、大人が相互に理解や関心を深め合い、子どもの読書活動を推進する。

#### (3) 読書活動への理解と関心のための啓発活動

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書への理解・関心を深めてもらうため、保護者に対しても啓発活動を行なう。

#### (4) 読書活動推進のための関係機関・団体の役割

いつでも、どこでも、子どもの読書活動が行なえる環境を整えるためには、関係機関や団体がそれぞれの役割に応じた取組が必要である。そのため、各関係機関や団体は、下記の役割を主体的に担い、子どもの読書活動を推進する。

ア 家庭：本に親しむ環境づくり

イ 学校：学校図書館の充実、学校関係者の意識高揚、読書の習慣を身

につける機会の提供

- ウ 図書館：読書活動推進事業の実施、市民団体及びグループ活動への支援、ボランティアの養成、読書相談・読書情報の提供
- エ 地区図書室：読書活動を通してのふれあいの場の提供
- オ 幼稚園・保育園・児童館等：読み聞かせ等の充実
- カ 市民団体等：楽しさや親しむ機会の提供
- キ 書店・出版社：本にふれあう機会の提供
- ク 大学：ボランティア活動の支援

## 第3章 子どもの読書活動推進のための取組

### 1 家庭

#### (1) 本に親しむ環境づくり

##### 現 状

家庭の生活実態は、保護者が共働きであったり、勤務時間が夜間や土日等であったり、核家族や多世代家族など様々である。また、保護者の子育ても過保護や放任など多種多様となり、家庭では親子等で読書をする時間が減少してきているという指摘がされている。その上、子どもたちは読書以外の趣味、遊び、習い事などに費やす時間が多い。また、家庭では読書に対する理解、興味、関心が薄く、読書に対する価値認識が低下していることも要因となり、読書離れが進んでいる。

平成12年のNHK放送文化研究所「データ国民生活時間調査《全国》」によると、小・中学生の平日の生活時間の中で、マスメディアへ接触する時間は2.46時間である。その内、テレビが2.14時間、雑誌・マンガが0.17時間、本が0.05時間と本に親しむ時間が極端に少ない結果となっている。

##### 充実に向けての取組

- ア 読書の習慣は、家庭の日常から始められるのが本来の姿である。読書に関する家族の語り合いの時を楽しみ、読書に誘う雰囲気づくりを心がける。
- イ 子どもの興味や関心に添う本を、家庭の蔵書として増やしていく喜びを、家族で共有する。
- ウ 家族で図書館、地区図書室、地域文庫、書店を利用するとともに、読書相談や読み聞かせなどの事業に参加する。

- エ 育児サークル等が実施している読み聞かせ等の活動に参加する。
- オ 家族による読み聞かせを行い、特に、乳幼児期は、絵本や紙芝居を活用する。
- カ 保護者が読書に親しみ、家族で読書の時間を共有する。
- キ 学校、図書館、保育園等で作成された保護者向けのブックリストなどから情報を得る。
- ク 学校、図書館、市民団体が実施する講演会や研修会などに参加する。
- ケ 保健所・保健センターでの乳幼児検診の際、子育て支援としての「ブックスタート事業(注1)」に参加する。  
(注1) 赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら、絵本を手渡す事業。

## 2 学 校

### (1) 読書する「心」を育む学校図書館での教育 現 状

小・中学校の図書館は、上層階にある所が多く利用しにくい状況にある。また、読書活動を支援する図書担当教諭が兼任又は不在の状況から、調べ学習への援助、図書館の利用指導などが十分に行われていないとともに、蔵書構成も子どもたちの興味や関心を引く図書が少なく、図書の配架も子どもに探しやすいように整備されているとはいえない。そのうえ、学校週5日制による教育課程の変更などから、図書館を利用する時間をつくりだしにくくなっているなど、十分に活用されているとはいえない状況である。

一方、私立中・高等学校の図書館は、中・高等学校生が共用する図書館、中・高等学校で別に図書館をもつ学校の2形態があるが、蔵書冊数、専任の司書教諭の配置、図書資料費など充実している。

#### 充実に向けての取組

- ア 図書館を木製の椅子や丸テーブルに替えるなど、自由に読書を楽しむ、くつろげる空間を創出し、温かい雰囲気づくりをするための施設、設備の改善を図る。なお、改善等は、モデル校方式を採用し、順次整備をする。
- イ 児童・生徒の多様な興味・関心に応じられる蔵書の質と量を充実する。
- ウ 障害のある子どもに配慮した図書資料等の選定と読書活動に工夫

- を図る。
- エ 校内に気軽に短時間でも立ち寄れる図書館の場所を選定する。
  - オ 児童生徒に利用の手引きやしおり、図書館だよりなどを作成・配布し、啓発活動を行なう。
  - カ 児童・生徒に推薦図書リストを配布したり、「読書ゆうびん(注2)」等で読んでほしい本の紹介をしあったりするなどして読書活動の推進を図る。
  - キ 図書館を常時開放できるための体制づくりを図るため、司書、司書教諭の資格や経験のある人を地域からボランティアで募集し、図書館運営などの協力や支援を得る。
  - ク 専任の司書教諭の配置を進め、調べ学習などで必要な図書、関連する図書や資料の展示、読書相談など児童・生徒の学習活動の充実を図る。
  - ケ 蔵書目録などのデータベース化を行い、学校間で利用できるシステムを確立する。
  - コ 地域の人が運営母体となり、図書館を読書や学習の場として土日・夜間の開放を行なう。
  - サ 施策の実現を図るためには設備、資料、人などに大きな課題があるため、「学校図書館サポートセンター(資料3)」の設置を図る。
- (注2) 図書館にポストを設置して、児童・生徒が往復はがきを見立てた用紙で、読んでほしい人へ本の推薦文を書いてポストに投函する。はがきをもらった人は、読了後「返信」を使って感想を送る。

**資料3 「学校図書館サポートセンターの概略」を参照**

## (2) 学校関係者の意識高揚

### 現 状

これまで読書活動は、教員一人ひとりの意識・関心によるところが大きかったが、読み聞かせや朝の読書などの取組が広がるとともに、読書に対する認識も高くなりつつあるが、なお一層の取組が求められている。

### 充実に向けての取組

- ア 学校図書館の研修や「子ども読書の日」の記念事業などへ参加する。
- イ 市立図書館員等を講師として、学校図書館を支援するボランティアや市民団体等に読書活動、図書館サービスなどの研修を実施する。
- ウ 司書教諭に対する研修の充実を図る。

### (3) 読書の習慣を身につける機会の提供

#### 現 状

学校では、学校週5日制の導入などにより、読書に親しむ時間が少なくなっているが、読書への認識が高まり、「朝の読書」など読書活動を実践している学校が増えている。しかし、読書活動の核となる司書教諭等の配置が十分行われていないため、児童・生徒への読書案内等の啓発活動などが活発に行われず、児童・生徒への継続的な読書への動機づけや指導等に課題を抱えている。また、学校と家庭、地域との連携もまだ充分とはいえない状況にある。

#### 充実に向けての取組

- ア 市内各校で、児童・生徒に「朝の読書」、「10～15分間読書運動」が広がるよう取組をする。
- イ 読み聞かせやブックトークなどの機会を増やし、子どもが自ら本と向き合うよう動機づけをする。
- ウ 調べ学習や総合的な学習の時間などで学校図書館や市立図書館などを利用する。
- エ 「読書週間」「子ども読書の日」などの機会を捉えて、展示等による啓発活動を充実するとともに、関係機関や地域団体と連携し、読書活動の推進を図る。
- オ 余裕教室などを活用して、子どもたちがくつろいで読書する場を設ける。
- カ 「ブックラリーキッズ(注3)」等市内の全小・中学校対象の事業を行い、子どもたちに読書の習慣づけをする。
- キ 地域団体やボランティアの支援・協力により、読み聞かせやブックトークなどを実施する。

(注3) 児童・生徒が1年間に読破する目標冊数を決め、エントリーし、目標の冊数を達成した児童・生徒に奨励賞等を贈る。

## 3 図書館(市立図書館)

### (1) 読書活動の推進事業の実施

#### 現 状

「いつでも」「どこでも」「だれにでも」を合言葉に、本や情報を必要とする人と結びつけることが図書館の使命であるが、現在、市内に市立図書館は4館あり、広い市域をカバーするためには少ないため、気軽に

利用できる子どもたちが限られている。

図書館の事業としては、市民団体との協働で「おはなし会」の開催、児童・生徒の調べ学習や総合的な学習の時間の受入れ、調べ学習用図書の団体貸出などを行なっている。また、新鮮味のある児童用の図書が少なく、子どもたちの利用の増加が図られていない。

### 充実に向けての取組

- ア 子どもが求める本や求める情報を提供するための図書を購入し、児童書コーナーの充実を図る。
- イ 市民センター等にある地区図書室との連携を強化する。
- ウ 開館日を増やすなど図書館の利便性の向上を図る。
- エ 保健所・保健センターでの子育て支援事業に連携・協力をする。
- オ 調べ学習や総合的な学習の時間等の場として、児童・生徒の受入れ体制の充実を図る。
- カ 障害のある子どものための図書資料等を整備し、利用の促進を図る。
- キ 「こども読書の日」「読書週間」等の機会を捉えて、講演会の開催、読書への啓発活動を推進する。
- ク 学校や団体等の求めに応じ、図書館司書を派遣する。
- ケ 学校へのボランティア派遣などの情報提供を推進する。

## (2) 市民団体等への支援・連携とボランティアの養成

### 現 状

ボランティアの活動の場として、「図書館探検隊(注4)」などの協働事業、整架・配架・本の修理作業、おはなし会、対面朗読、図書館職員への研修などの活動の場がある。また、「おはなしの部屋」の貸出、地域文庫活動への支援を行っている。

(注4) 子どもを対象に、講義や館内見学を通して、図書館のしくみや本の探し方を学ばせ、図書館をより身近な存在とするための事業。

### 充実に向けての取組

- ア 市民団体と連携し、講演会や研修会を開催するとともに、読み聞かせなどの充実を図る。
- イ 市民団体やボランティアが実施する読書活動の支援を図る。
- ウ 公民館や市民団体等と協働し、「ボランティア養成講座」を開催する。
- エ ボランティア団体と連携し、講座修了者に活動の場を提供する。

### (3) 読書相談・読書情報の提供

#### 現 状

乳幼児や小学生などにブックリストを配布したり、読書相談を随時実施している。また、インターネットによる蔵書検索、ホームページへの「おはなし会」や新着案内(図書、CD等)の掲載を行なっている。

#### 充実に向けての取組

- ア 定期的にブックリストを更新し、小・中学校等に配布する。
- イ 子どもの読書案内に応じることができる司書を配置する。
- ウ ホームページに子ども向けの推薦図書リストやイベントなどの情報の提供をする。
- エ テレビ電話等情報機器を活用した読書相談などの事業を検討する。

## 4 地区図書室

### (1) 読書活動を通してのふれあいの場の提供

#### 現 状

市民センター等に設置されている地区図書室は、地域住民の参加による図書の貸出を中心とした文庫活動を行い、地域住民との交流の場として、その機能を果たしている。その規模は約30㎡～300㎡で、蔵書数は約5,000冊～33,000冊と規模、蔵書数共に様々である。児童書は絵本が中心であるが、子どもたちの興味・関心を引く本が少ない。また、開館時間は、水・土曜日の午後の2時間程度で、利用する日が限られるなど様々な要因が重なり、利用者が減少している。

蔵書は、市立図書館からの団体貸出による図書が、その大半を占めている。また、市立図書館と地区図書室との連携は、十分に図られていない。

#### 充実に向けての取組

- ア 蔵書の充実を図る。
- イ 市立図書館等との連携により、読み聞かせや読書相談などの事業の充実を図る。
- ウ 市立図書館所蔵本の貸出・返却を行なうため、ネットワークを拡充し、利便性の向上を図る。

## 5 幼稚園・保育園・児童館等

### (1) 読書の楽しさを体感するための読み聞かせ等の充実

#### 現 状

幼稚園や保育園では、園児に日々の時間内で読み聞かせや読書の時間を設けている。また、児童館では、図書室が設置されており、日々子どもが本に接している状況がある。しかし、蔵書数が充分でなく、読書指導できる職員が少ない状況である。

#### 充実に向けての取組

- ア 市民団体や市立図書館で実施している読み聞かせや読書指導の方法等の研修会や講演会に参加する。
- イ 保護者に「読書週間」、「子ども読書の日」等読書に関する情報を提供する。
- ウ 育児サークル等による読み聞かせや研修を実施する場の提供をする。
- エ 図書コーナーの充実を図る。
- オ 図書館等の関係機関と連携を密にし、子どもたちの読書ニーズに応じた図書の充実を図る。
- カ ブックリストや読書に関するリーフレットなどを作成し、保護者に配布する。

## 6 市民団体及びグループ

### (1) 子どもへの読書の楽しさや親しむ機会の提供

#### 現 状

学校、市立図書館等で「おはなし会」を実施し、本の紹介や読み語りを行っている。また、市民向けに講演会をシリーズで開催したりして、読書活動の推進を図っている。しかし、指導者や活動資金不足などで活動範囲に限界がある。

#### 充実に向けての施策

- ア 児童・生徒への読み聞かせなどを学校と協力して実施する。
- イ 市立図書館等と協力して指導者講習会などを実施する。
- ウ 市立図書館と協働して、「おはなし会」の充実を図る。
- エ 学校図書館、余裕教室、市立図書館、地区図書室等を活用する。

オ 「子ども読書の日」、「読書週間」などの機会を捉えて、講演会や研修会を実施する。

## 7 書店・出版社

### (1) 子どもが読書に親しむ機会の提供

#### 現 状

少子化、子どもの読書離れなど様々な理由により、児童書のニーズが落ち込んでおり、店頭にある児童書の減少に加え、一般的に児童書コーナーが縮小されており、児童書のPRやイベント等も活発でない。

#### 充実に向けての取組

ア 児童書コーナーを充実するとともに、児童書に関する専門知識を持った店員を配置する。

イ 市立図書館、学校等との連携により、子どもの読書ニーズにあった本を揃える。

ウ 児童書フェア、児童文学作家等のサイン会、講演会、お薦め本等のキャンペーン活動を行う。

エ 出版社には、幼年期・青少年期の子どもたちの多様な興味・要望に応じ、こたえられる内容豊かな書の刊行を要望していく。

## 8 大 学

### (1) 読書活動の推進のための学生ボランティアによる支援

#### 現 状

学生インターンシップ制度等により、学生が様々な形で学校で教育活動を体験しているが、読書に関するものはない。

#### 充実に向けての取組

ア 大学生から、読書の普及や図書館活動を行なうボランティアを募集する。

イ 学生が、読書の普及や図書館活動ができる場を提供する。

## 第4章 施策の効果的な推進に向けて

### 1 推進体制等

#### (1) 連携・協力体制の促進

本計画の推進には、家庭、学校、地域が一体となった取組を行なうため、関係機関、団体、書店等との連携・協力関係をさらに強化し、具体的な方策を推進する体制を整備する。

#### (2) 「読書のまち八王子推進構想」の策定

平成 15 年度には、全市民を対象に長期的・総合的な視点に基づいて「読書のまち八王子推進構想」を策定し、本計画の推進を図る。

### 2 財政上の措置

- (1) 本計画に掲げられた各種施策を実施するため、市をはじめとする関係機関や団体等の役割に応じ、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。
- (2) 本計画の推進には、役割に応じた必要な財政上の措置を講ずるよう、国・東京都へ働きかけていく。

## 子ども読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日 法律第 154 号

### (目的)

**第 1 条** この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

### (基本理念)

**第 2 条** 子ども(おおむね 18 歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

### (国の責務)

**第 3 条** 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

**第 4 条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (事業者の努力)

**第 5 条** 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

### (保護者の役割)

**第 6 条** 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

### (関係機関等との連携強化)

**第 7 条** 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (子ども読書活動推進基本計画)

**第 8 条** 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動基本計画の変更について準用する。

### (都道府県子ども読書活動推進計画等)

**第 9 条** 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定する

よう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### (子ども読書の日)

**第 10 条** 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

#### (財政上の措置等)

**第 11 条** 国及び地方公共団体は、子ども読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

#### 留意事項

1 国においては、子ども読書活動推進基本計画を策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施していくこととしているが、各地方公共団体においても、当該地域における子どもの読書活動の推進状況等の実情を踏まえ、自主的判断により、子ども読書活動推進計画を策定し、関連施策を推進するよう努められたいこと。

2 国においては、子ども読書の日趣旨を踏まえ、それにふさわしい事業を実施することとしているが、各地方公共団体においても、当該地域の実情等に応じて、自主的判断により、その趣旨にふさわしい事業を実施するよう努められたいこと。

#### 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもへの参加については、その自主性を尊重すること。

#### 子ども読書年に関する決議

##### (衆議院)

わが国をはじめ世界 71 か国の元首、首脳が国際連合の「子どものための世界サミット」に集い、「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから、やがて 10 年が経過する。しかし、この誓いが、いまだ十分に果たされていないことは、世界の子どもたちの現状を見れば明らかであり、わが国はもとより、

国際間のさらなる努力が求められている。

わが国は、平成 12 年（西暦 2000 年）5 月 5 日の「子どもの日」に、ひろく世界の子ども文化に貢献し得る国立の国際子ども図書館を開館する。

本とふれあうことによって、子どもたちは、言葉をまなび、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生き抜く力を身につけることができる。

政府は、読書の持つ計り知れない価値を認め、国立の国際子ども図書館が開館する平成 12 年（西暦 2000 年）を「子ども読書年」とし、国を挙げて、子どもたちの読書活動を支援する施策を集中的かつ総合的に講ずるべきである。

右決議する。平成 11 年 8 月 衆議院本会議

#### （参議院）

国際連合は 1990 年 9 月、子どものための世界サミットを開き、ここに参加した世界 71 か国の元首、首脳たちが「子どもを政治の最優先に」と誓い合ってから 10 年が経過した。

しかし、広く地球的観点からこれを見れば、貧しさゆえに子どもの人権がないがしろにされ、また、子どもたちが最大の犠牲者となる民族間や宗教上の対立による地域紛争が絶え間なく続いているのも現実の姿と言わねばならない。「子どものための世界サミット」における国連の誓いを結実させるためには、国際間のさらなる努力が必要である。

先進国でもモノの豊かさには心の成長が追い付かず、わが国においても校内暴力、いじめ、衝動的行動、薬物汚染など子どもたちの悲惨な事件が相次いでいる。こうした、子どもたちの乾いた心に、潤いを取り戻すことは、今日差し迫った課題である。

われわれは、20 世紀の反省と教訓の上に立って、新しい世紀を担う地球上のすべての子どもたちに、人権を尊重し、恒久平和の実現と繁栄に努め、伝統的な文化遺産を継承することを託さなければならない。

その一歩として、わが国は世界にさきがけ、平成 12 年、西暦 2000 年の「こどもの日」の 5 月 5 日、質も量も世界で最大規模の蔵書と読書環境を整え、内外情報の収集と発信のできる国際子ども図書館を開館することになっている。

読書は、子どもたちの言葉、感性、情緒、表現力、創造力を啓発するとともに、人としてよりよく生きる力を育み、人生をより味わい深い豊かなものとしていくために欠くことができないものである。

本院は、この読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもたちの読書活動を国を挙げて応援するため、平成 12 年、西暦 2000 年を「子ども読書年」とすることとする。

右決議する。平成 11 年 8 月 参議院本会議

## 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（国） 平成 14 年 8 月

### 第 1 章 はじめに

今日、テレビ、ビデオ、インターネット等の様々な情報メディアの発信・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の未形成などにより、子どもの「読書離れ」が指摘されている。

平成 13 年 5 月に行われた調査によれば、児童生徒の 1 か月の平均読書冊数は、小学校で 6.2 冊、中学校で 2.1 冊、高等学校で 1.1 冊、1 か月に 1 冊も本を読まなかった児童生徒の割合は、小学校で 10.5%、中学校で 43.7%、高等学校で 67.0%となっている。また、平成 12 年に行われた経済協力開発機構(OECD)生徒の学習到達度調査によれば、「趣味としての読書をしない」と答えた生徒は、OECD 平均では 31.7%であるが、日本では 55%となっており、「どうしても読まなければならないときしか、本は読まない」と答えた生徒は、OECD 平均では 12.6%であるが、日本では 22%となっている。

読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものであり、社会全体でその推進を図っていくことは極めて重要である。

平成 11 年 8 月には、読書の持つ計り知れない価値を認識して、子どもの読書活動を国を挙げて支援するため、平成 12 年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の決議がなされ、また、平成 12 年 1 月には国立国会図書館の支部図書館として「国際子ども図書館」が設立され、同年 5 月に開館した。さらに、同年 12 月に出された「教育改革国民会議報告書」では、「読み、書き、話すなど言葉の教育」を重視すべきことが提言された。このような中で、子どもの読書活動の推進のための取組を進めていくため、平成 13 年 11 月、議員立法により法案が国会に提出され、同年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」として公布・施行された。

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、国が「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定・公表すること、地方公共団体が「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」を策定・公表すること、4 月 23 日を「子ども読書の日」とすること等を定めることにより、施策の総合的かつ計画的な推進を図るものである。

本計画は、同法第 8 条第 1 項の規定に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備を推進することを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため定めるものである。

なお、本計画は、おおむね 5 年間にわたる施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものである。

### 第 2 章 基本的方針

#### 1 子どもが読書に親しむ機会の提供と諸条件の整備・充実

子どもが自主的に読書を行うようになるためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが必要である。

家庭、地域、学校においては、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、子どもの発達段階に応じて、子ども自身が読書の楽しさを知るきっかけを作り、その読書活動を広げ、読書体験を深めることが肝要である。そして、子どもが興味を持ち、感動する本等を身近に整えることが重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動の推進に資するため、子どもが読書に親しむ機会の提供に努めるとともに、施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努める。

#### 2 家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組の推進

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭、地域、学校を通じた社会全体での取組が必要である。それぞれがまずその担うべき役割を果たして子どもが読書に親しむ機会の充実を図ることはもとより、子どもの読書活動に携わる学校、図書館などの関係機関、民間団体、事業者等が緊密に連携し、相互

に協力を図りつつ、取組を推進していくことが肝要である。このような観点から、国は、家庭、地域、学校それぞれが相互に連携・協力して子どもの自主的な読書活動の推進を図るような取組の推進とともに、必要な体制の整備に努める。

### 3 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、子どもの読書活動の意義や重要性について、国民の間に広く理解と関心を深める必要がある。

子どもは、大人から民話などの話を聞いたり、読書する大人の姿などに触発されたりして、読書意欲を高めていく。子どもを取り巻く大人を含めて読書活動を推進する気運を高めるとともに、特に、保護者、教員、保育士等が読書活動に理解と関心を持つことが子どもに自主的な読書態度や読書習慣を身に付けさせる上で重要である。

このような観点から、国は、子どもの自主的な読書活動を推進する社会的気運に醸成を図るため、読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努める。

## 第3章 子どもの読書活動の推進のための方策

### 1 家庭、地域、学校における子どもの読書活動の推進

#### (1) 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

##### ア 家庭における子どもの読書活動の推進

###### 子どもの読書活動の推進における家庭の役割

子どもの読書習慣は日常生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中に位置付けられ継続して行われるよう親が配慮していくことが肝要である。

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読むなど工夫して子どもが読書と出会うきっかけを作るとともに、「読書の時間」を設けるなどして子どもに読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて子どもが感じたことや考えたことなどを話し合うことなどにより、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働き掛けることが望まれる。

###### 家庭教育に関する学習機会等を通じた読書活動への理解の促進

- i 図書館における親等を対象とした講座はもちろん、市町村が実施する、妊娠期、乳幼児期、思春期等子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する講座や、子育て支援の一環として公民館等において行う、読み聞かせなどの親子が触れ合う機会の提供を通じ、読み聞かせや読書の重要性についての理解の促進を図る。

乳幼児や小学生等を持つ親に配布する「家庭教育手帳」や「家庭教育ノート」を通じて、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性についての理解の促進を図る。

##### イ 図書館における子どもの読書活動の推進

###### 子ども読書活動の推進における図書館の役割

図書館（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館をいう。以下同じ）は、子どもにとっては、自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることのできる場所であり、また保護者にとっては、自分の子どもに与えたい本を選択したり、子どもの読書について相談することのできる場所である。

また、図書館は、読み聞かせやお話し会の実施、子どもに薦めたい図書の展示会の開催、保護者を対象とした読み聞かせや本の選び方・与え方の指導等、子どもの読書活動を推進する上で重要な役割を果たしている。

さらに、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や図書館の諸活動を支援するボランティアに対して、必要な知識・技術を習得するための学習の機会の提供等も行っている。

###### 図書館における子どもの読書活動の推進のための取組

公立図書館（図書館法第2条第2項に規定する公立図書館をいう。以下同じ。）において、「公立

図書館の設置及び運営上の望ましい基準」(平成13年文部科学省告示132号)に基づき、

子どもに対するサービスの充実に資するため、必要なスペースを確保するとともに、児童図書  
の収集・提供、子どもの読書活動を推進するための読み聞かせ等の実施に努めること

地域に在留する外国人の子ども等に対するサービスの充実に資するため、外国語資料の収集・  
提供、利用案内やレファレンス・サービス(利用者の問い合わせに応じたり、参考資料を提供し  
たりする業務)等に努めること

子どもに対する新たな図書館サービスを展開していくため、必要な知識・技能等を有する者の  
ボランティアとしての参加を一層促進すること

希望者に活動の場等に関する情報の提供やボランティアの養成のための研修の実施など諸条  
件の整備に努めること

などの取組が一層推進されるよう促していく。

公立図書館を中心に、地域の読書活動推進団体、グループ、青少年団体等の関係団体、保健所・  
保健センター、保育所等の関係機関と連携した取組の促進を通じて、公立図書館の行う子どもの読  
書活動を推進する取組の充実に努める。

## ウ 児童館における子どもの読書活動の推進

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的とし  
た施設である。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われている。中でも  
保護者や地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、  
子どもが読書に親しむ契機となっている。このため、これらの活動が一層推進されるよう促していく。

## エ 民間団体の活動に対する支援

### 子どもの読書活動の推進における民間団体の活動の役割

民間団体は、子どもの読書活動の推進に関する理解や関心を広めるとともに、子どもが読書に親し  
む様々な機会を提供するなど、子どもの自主的な読書活動を推進することに大きく寄与している。例  
えば、全国レベルでは、読書週間等のキャンペーン、全国各地を訪問して行う読み聞かせ、フォーラ  
ムの開催、読書指導員の養成等が行われ、地域レベルでは、約5,000の自発的に組織するグループに  
より、草の根的に文庫活動、読み聞かせ等が行われている。

### 民間団体の活動に対する支援

子どもの読書活動の推進を図る民間団体の活動をより充実させるとともに、民間団体がネットワー  
クを構築して実施する情報交流や合同研修などの促進を図るため、「子どもゆめ基金」による助成を  
行うなど、これら民間団体の活動を支援していく。

また、地方公共団体においては、子どもの読書活動を推進する活動で公共性が高いと認められるも  
のについては、活動の場の確保のため、域内の公民館等の公共施設の利用に便宜を図るなど、奨励方  
策を講じることが期待される。

## (2) 学校等における子どもの読書活動の推進

### ア 子どもの読書活動の推進における学校の役割

学校においては、従来から国語などの各教科等における学習の活動を通じて、読書活動が行われて  
きており、子どもの読書習慣を形成していく上で大きな役割を担っている。

例えば、学習指導要領においては、小・中学校の国語科で、児童生徒の発達段階に応じて、「楽しん  
で読書しようとする態度を育てる」ことや「読書に親しみものの見方や考え方を広げようとする態度  
を育てる」ことなど目標としている。

また、各教科、特別活動、総合的な学習時間を通じて、児童生徒の調べ学習など多様な学習活動を  
展開していくために、「学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童・生徒の主体的、意  
欲的な学習活動や読書活動を充実する」こととしている。

### イ 児童生徒の読書習慣の確立・読書指導の充実

小・中・高等学校の各学校段階において、児童生徒の読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付

けさせることが大切である。このため、既に、8,000校を超える学校で実践されている「朝の読書」や読み聞かせなどの取組を一層普及させる。また、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定の読書を推奨するなど各学校が目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していく。

また、児童生徒の自主的な読書活動の一層の推進を図るため、読書指導に関する研究協議や先進的な取組例の紹介などにより、教職員の指導力の向上、学校図書館を活用した指導の充実に努める。

海外の日本人学校においても、児童生徒が豊かな読書活動を体験できるよう、図書の整備や読書活動の実践事例の紹介など児童生徒の自主的な読書活動に資する取組を推進していく。

#### **ウ 家庭・地域との連携による読書活動の推進**

子どもの読書活動を支援していくため、学校が家庭・地域と連携して子どもの「生きる力」をはぐくむ読書活動を推進する取組を促進するとともに、各地域で参考となるような事例の紹介・普及を図り、地域が一体となった子どもの読書活動の一層の推進を図っていく。

#### **エ 学校関係者の意識高揚**

子どもの読書活動に資する取組を推進していくため、学校図書館の活用方策や読書活動の促進方策について、先進的な取組に関する情報交換や研究協議などを行うことにより、司書教諭をはじめとする学校関係者の意識の高揚を図っていく。

#### **オ 障害にある子どもの読書活動の推進**

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、盲学校、聾学校及び養護学校における障害のある子どもの読書活動支援について、障害の状態に応じた選書や環境の工夫、視聴覚機器の活用等の優れた実践事例の紹介等により推進を図る。また、盲学校点字情報ネットワークの活用などにより、各盲学校で作成した点字図書や全国の点字図書館等の点字データの相互利用を促進する。

#### **カ 幼稚園や保育所における子どもの読書活動の推進**

幼児期に読書の楽しさと出会うため、幼稚園や保育所において、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示されているように、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行うよう、教員及び保育士の理解を促進する。あわせて、幼稚園・保育所で行っている未就園児を対象とした子育て支援活動の中でも、読み聞かせ等を推進する。

幼児期において子どもが絵本等の楽しさと出会う上で、読み聞かせ等を行うことも重要であることから、幼稚園、保育所等において、保護者等に対し、読み聞かせ等の大切さや意義を広く普及する。

異年齢交流において、小学生・中学生が幼稚園・保育所の幼児に読み聞かせを行うなど、子どもが絵本等に触れる機会が多様になるよう工夫する。

## **2 子どもの読書活動を推進するための施設、設備その他諸条件の整備・充実**

### **(1) 地域における子どもの読書環境の整備**

子どもの読書活動を推進するためには、身近なところに読書のできる環境を整備していくことが重要である。

ア 図書館は、子どもが、学校外で、本と出会い読書を楽しむことのできる場所であり、地域における子どもの読書活動推進の中核的な役割を果たすことが期待されている。公立図書館を設置する市町村の割合は、市（区）で96.5%、町村で36.1%となっている（平成11年度文部科学省社会教育調査）。したがって、公立図書館が未設置の市町村については、その設置について積極的な検討が行われることが望まれる。

「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」においては、市町村は、住民に対して適切な図書館サービスを行うことができるよう、公立図書館の設置に努めることや、都道府県は、図書館未設置の町村が多く存在することも踏まえ、町村立図書館の設置及び運営に対する助言等を計画的に行うことなどが示されている。

- そこで、都道府県が未設置市町村に対して計画的に行う助言等を通じて、公立図書館が果たす役割の重要性についての認識を深めるとともに、図書館設置の気運を醸成し、その整備を促していく。
- イ また、既に公立図書館の整備が行われている市町村に対しても、地域の実情に応じて、分館や移動図書館車の整備、公民館図書室や各種施設の図書コーナーの整備、学校図書館の開放などを促すことにより、地域における読書環境の整備に努める。
- ウ さらに、子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市町村立図書館、学校図書館その他関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などを行うことが重要であり、その積極的な推進を促していく。

## (2) 公立図書館の整備・充実

公立図書館が地域における子どもの読書活動を推進する上で積極的な役割を果たせるよう、以下のような取組を推進する。

### ア 図書資料の整備

子どもの読書活動を推進していくためには、公立図書館に豊富で多様な図書資料を整備していくことが必要である。

公立図書館の図書等資料の整備については、地方交付税により措置されており、各地方公共団体において、計画的な整備が図られるよう努める。

### イ 設備等の整備・充実

#### 移動図書館車の整備

移動図書館車によるサービスは、図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、公立図書館における移動図書館車の整備を推進する。

#### 図書館の情報化

地域住民に対する児童図書の蔵書・貸出し情報やお話し会の開催など子どもの読書活動の機会に関する情報等の提供は、子どもの読書活動を推進していく上で重要な役割を果たす。利用者が利用できるコンピュータの設置状況は、都道府県立図書館で77.0%、市町村立図書館で46.4%となっている。また、インターネット接続コンピュータの利用者への開放状況は、都道府県立図書館で59.0%、市町村立図書館で24.6%となっている。(いずれも平成13年5月文部科学省調べ)

このため、インターネット等で検索できる情報検索システムの公立図書館への導入及び利用者用コンピュータの設置など図書館の情報化を推進する。

#### 児童室等の整備

図書館の中で児童室を置いているのは、60.6%である。(平成11年度文部科学省社会教育調査)。「公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき、児童室や児童コーナーなど子どもが読書を行うために必要なスペースの確保等を促していく。

### ウ 司書の研修等の充実

#### 司書の養成と適切な配置

司書は、児童図書をはじめとする図書館資料の選択・収集・提供、利用者に対する読書相談、子どもの読書活動に対する指導など、子どもの読書活動を推進する上で極めて重要な役割を果たす。

このため、その養成を進めるとともに、司書の重要性についての地方公共団体の認識を深め、司書の適切な配置を促していく。

#### 司書の研修の充実

公立図書館には、児童図書や児童文学に関する広範な知識と子どもの発達段階に応じた図書の選択に関する知識、及び子どもの読書指導に関する知識と技術を有する司書の配置が望まれる。

このため、司書がこれらの専門的知識・技術を習得することができるよう、研修の充実を図っていく。

### エ 障害のある子どもの読書活動を推進するための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは極めて重要である。図書館等においては、例えば視覚に障害のある利用者に対して、点字刊行物及び視覚障害者用の録音物の貸出し並びに閲覧業務を行っており、録音図書を所有する公立図書館は約 20%、点字図書等を所有する公立図書館は約 30%となっている。(平成 11 年度文部科学省社会教育調査)

こうした中で、障害のある子どもについても、施設設備面での配慮、及び点字資料、録音資料、手話や字幕入りの映像資料等の充実に努め、貸出し及び閲覧業務の実施や図書館利用の際の介助、対面朗読等を推進するよう促すとともに、「点字図書」及び「声の図書」の増刷・普及に協力する点訳・朗読奉仕員の養成を行うことなどを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件の整備・充実に努める。

### (3) 学校図書館等の整備・充実

#### ア 子どもの読書活動の推進における学校図書館の役割

学校図書館は、児童生徒の自由な読書活動や読書指導の場として、さらには想像力を培い学習に対する興味・関心等と呼び起こし豊かな心を育む読書センターとしての機能と、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する学習情報センターとしての機能を果たし、学校教育の中核的な役割を担うことが期待されている。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」を育むことが求められており、学校図書館には、様々な学習活動を支援する機能を果たしていくことが求められる。

#### イ 学校図書館の図書資料、施設、設備その他の諸条件の整備・充実

##### 学校図書館図書整備 5 か年計画

子どもの豊かな読書経験の機会を充実していくためには、子どもの知的活動を増進し、多様な興味・関心にこたえる魅力的な図書資料を整備・充実させていくことが必要である。また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくために、学校図書館を充実していくことが求められている。

このことを踏まえ、平成 14 年度からの 5 年間で公立義務教育諸学校の学校図書館図書資料を約 4 千万冊整備することを目指し、新たに、「学校図書館図書整備 5 か年計画」を策定したところであり、平成 14 年度から平成 18 年度までの 5 年間で、毎年約 130 億円、総額で約 650 億円の地方交付税措置が講じらることとされている。今後、この計画に沿って、各地方公共団体において、学校図書館資料の計画的な整備が図られるよう努める。

また、私立学校についても、図書資料の整備が促進されるよう支援を図っていく。

##### 学校図書館施設・設備の整備・充実

学校図書館施設については、読書スペースの整備が進められるよう、余裕教室等を学校図書館に改修する際に国庫補助を行っているほか、校舎の新增改築の際の国庫補助基準面積の改定を行うなど所要の措置を講じている。

今後、各学校における多様な読書活動の推進が図られるよう、学校図書館の施設や環境についてのモデル的な事例を紹介するとともに、各学級における読書活動を視野に入れた環境整備等を促していく。

##### 学校図書館の情報化

学校図書館にコンピュータを整備し、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる蔵書の整備等が可能となる。

学校図書館にコンピュータを整備している公立学校は 23.6%であり、そのうち LAN (校内情報通信網) に接続している学校図書館は 19.1%となっている。(平成 11 年 3 月文部科学省調べ)

学習指導に用いる公立学校の教育用コンピュータの整備については、従来より、地方交付税措置による整備が進められており、学校図書館等への効果的な配置を進める。また、学校図書館、コンピュータ教室、普通教室、特別教室等を校内 LAN で接続し、学校内のどこにあってても学校内外の

様々な情報資源にアクセスできる環境に努める。

学校のインターネット接続については、児童生徒の調べ学習などの活動を展開していく上で大きな効果があることから、従来より、地方交付税措置等による整備が進められており、引き続き整備を促進する。

また、学校図書館の蔵書情報のデータベース化、他校の学校図書館等とネットワーク接続を図ることにより、児童生徒のみならず家庭や地域住民全体での蔵書の共同利用や各種資料の検索などが可能となる。このため、他校の学校図書館や図書館などと連携して、蔵書等の共同利用化や必要な図書のある学校を越えた相互利用の促進・普及等を図る。

#### **学校図書館の活用を充実していくための人的配置の推進**

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、司書教諭が中心となり、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要である。

##### **司書教諭の配置**

司書教諭は、学校図書館資料の選択・収集・提供や子どもの読書活動に対する指導等を行うなど、学校図書館の運営・活用について中心的な役割を担うものであることから、その配置の促進を図ることが必要である。

学校図書館法（昭和28年法律第85号）第5条及び附則第2項の規定により、平成15年度以降、12学級以上の学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校及び養護学校）に、司書教諭を必ず配置しなければならないこととされている。

そこで、引き続き、司書教諭養成講習を実施し、発令の促進を図る。

また、司書教諭が学校図書館の運営に十分な役割を果たすことができるよう、教職員の協力体制の確立や校務分掌上の配慮などの工夫を促すとともに、司書教諭の職務内容についての指導資料を新たに作成し、司書教諭の役割等について理解を図る。

##### **学校図書館担当事務職員の配置**

学校図書館を担当する事務職員は、司書教諭と連携・協力して、学校図書館に関する諸事務の処理に当たっている。今後、学校図書館の活用を更に充実するため、各地方公共団体における事務職員の配置の取組を紹介して、学校図書館の諸事務に当たる職員の配置を促していく。

##### **教職員間の連携**

学校教育において、各教科等を通じて学校図書館を活用した学習活動や、日々の読書指導の充実を図っていくためには、司書教諭のみならず、すべての教職員が連携して子どもの学習活動・読書活動を推進していくことが重要である。

このため、各学校における校内研修や研究会などを通じた教職員間の連携や理解を促していく。

##### **外部人材による学校図書館活動の支援**

学校図書館で、保護者や地域住民によりボランティア活動が行われている学校は16.3%となっている。（平成11年度間文部科学省調べ）。多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの協力を得ていくことにより、児童生徒の読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動を推進していくことが可能となる。

このため、児童生徒に対する読み聞かせや本への興味を引き出すよう工夫を凝らして紹介を行う「ブックトーク」活動、学校図書館に関する広報活動、図書データベースの作成などの活動について、地域のボランティア、非常勤職員等の人材が十分に活動できるよう支援していく。

#### **学校図書館の開放**

地域住民に学校図書館を開放している学校は8.9%である。（平成11年度間文部科学省調べ）。学校週5日制の実施に当たっては、地域に開かれた学校作りを推進するため、学校の施設を積極的に開放していくことが求められている。このため、休業日においても、地域のボランティア等の協力を得ながら、各地域において適切に学校図書館の開放が進むよう促していく。

#### ウ 幼稚園や保育所における図書スペースの確保と選書の工夫

幼稚園や保育所においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、安心して図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、図書の整備を図るよう促していく。

また、図書館等の協力を得て、発達段階に応じた図書を選定することへの配慮も促していく。

### 3 図書館間協力等の推進

#### (1) 図書館間等の連携・協力

ア 子どもの読書活動を一層推進していくためには、図書館と学校図書館とが連携・協力を行うことが重要である。

このため、図書館の図書の学校図書館への団体貸出しや図書館職員が学校を訪問し、あるいは児童生徒が図書館を訪問して、読み聞かせを行うなどの取組を促していく。

イ また、図書館間での連携・協力を進めるため、児童図書等資料の相互貸借や複数の図書館で協力して行うレファレンスサービスの実施等の取組を促していく。

ウ さらに、

公民館図書室や保育所、児童館等に対して図書の団体貸出しやお話し会などを実施する。

保健所・保健センターで実施される健診の際に司書が絵本の選び方や読み聞かせの方法について保護者に指導する。

司書、保健所・保健センターの保健師、地域のボランティア等が連携・協力して、乳幼児への読み聞かせの方法等を説明しながら保護者に絵本等を手渡す活動(いわゆるブックスタート活動)を実施する

など、図書館と様々な期間との連携・協力の推進を促していく。

#### (2) 図書館と大学図書館の連携・協力

大学図書館の図書資料の図書館への貸出しなど、図書館と大学図書館の連携・協力の推進を促していく。

#### (3) 図書館・学校図書館と「国際子ども図書館」との連携・協力

国立国会図書館の支部図書館として設置されている「国際子ども図書館」では、納本制度による児童図書の収集・保存、関連資料の収集・保存を行っており、いわゆる保存図書館としての役割を持っている。

さらに、従来行われていた公立図書館や大学図書館に対する支援に加えて、学校図書館に対する支援も行うこととしており、図書や展示品の貸出しはもとより、電子図書館による児童図書に係る各種情報の提供、全国の図書館間における情報交換の場の提供等において全館種を対象とした図書館協力が想定されている。図書館・学校図書館には、「国際子ども図書館」との連携・協力の推進を促していく。

### 4 啓発広報等

#### (1) 「子ども読書の日」を中心とした全国的な啓発広報の推進

ア 「子ども読書の日」(4月23日)は、国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたものである。

そこで、「子ども読書の日」の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるとともに、地方公共団体、学校、図書館、子どもの読書活動の推進に取り組む民間団体等との連携を図りながら、ポスター、リーフレット等の作成・配布などにより、全国的な啓発広報を推進する。

イ 各種情報の収集・提供

子どもの読書活動の実態や各地方公共団体、学校、図書館、民間団体等における様々な取組などに関する情報を収集する。そして、子どもの読書活動に関する情報に対して、多くの人々が容易に接し、

活用することができるよう、インターネット上の文部科学省のホームページに子どもの読書活動の推進に関する専用のページを設けて関連情報を掲載するとともに、これを関係機関・団体等のホームページにリンクさせて情報を広く提供するなど、啓発広報を推進する。

また、地方公共団体や民間団体においても、このような各種情報の提供を幅広く行うことが期待される。

## (2) 優れた取組の奨励

子どもの読書活動の推進に関し、優れた取組等を行っている者を表彰又は顕彰することにより、関係者の取組の意欲を更に高め、活動内容の充実を図るとともに、広く国民の間に読書活動についての関心と理解を深める。

ア 子どもの読書活動を推進するため、子どもが読書に興味を持つような活動、関係者の資質向上のための活動、関係する機関や団体間の連携等において特色ある優れた実践を行っている学校、図書館、民間団体及び個人に対し表彰を行うことにより、その取組の奨励を図る。

イ 児童図書の作り手の創作意欲を高め、児童図書の質的・量的充実を図るため、児童文学の分野において優れた業績を挙げた者を顕彰し、その創作活動の奨励と振興を図る。

## (3) 優良な図書の普及

児童福祉法第8条第7項の規定により、社会保障審議会では、福祉文化分科会を設け、児童の福祉に資する出版物を児童福祉文化財として推薦を行っている。

このような優良な図書は、地域における子どもの読書活動の推進を図る上で有効である。図書館、児童福祉施設、視聴覚ライブラリー等にリストを配布することで、優良な図書を家庭・地域に周知・普及していく。

## 第4章 方策の効果的な推進に必要な事項

### 1 推進体制等

#### (1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、関係府省間相互の密接な連携を図るとともに、関係機関、地方公共団体、民間団体等の連携を更に深め、方策の効果的な推進を図る。

#### (2) 地域における子どもの読書活動推進体制の整備

地方公共団体において、連携・協力の具体的な方策についての検討、関係者間の情報交換等を行うため、学校、図書館、教育委員会、民間団体等の関係者からなる総合的な推進体制が整備されるよう支援していく。

#### (3) 地方公共団体間の連携・協力体制の整備

地方公共団体間における各種情報の交換等を促進するため、地方公共団体間において、都道府県・市町村それぞれの役割に応じ、相互の連携・協力体制の整備が推進されよう促していく。

特に、市町村は、身近な地方公共団体として、その役割は重要であることから、市町村相互の連携・協力体制の整備を積極的に推進することが期待される。

#### (4) 民間団体間の連携・協力の促進に対する支援

民間団体が主体性を持ちつつ、相互に連携・協力を図ることは、それぞれの団体の活動内容を充実させるとともに、全体として子どもの読書活動の一層の推進に資することとなる。そこで、民間団体間の連携・協力の促進を図るため、その体制の整備の推進を支援していく。

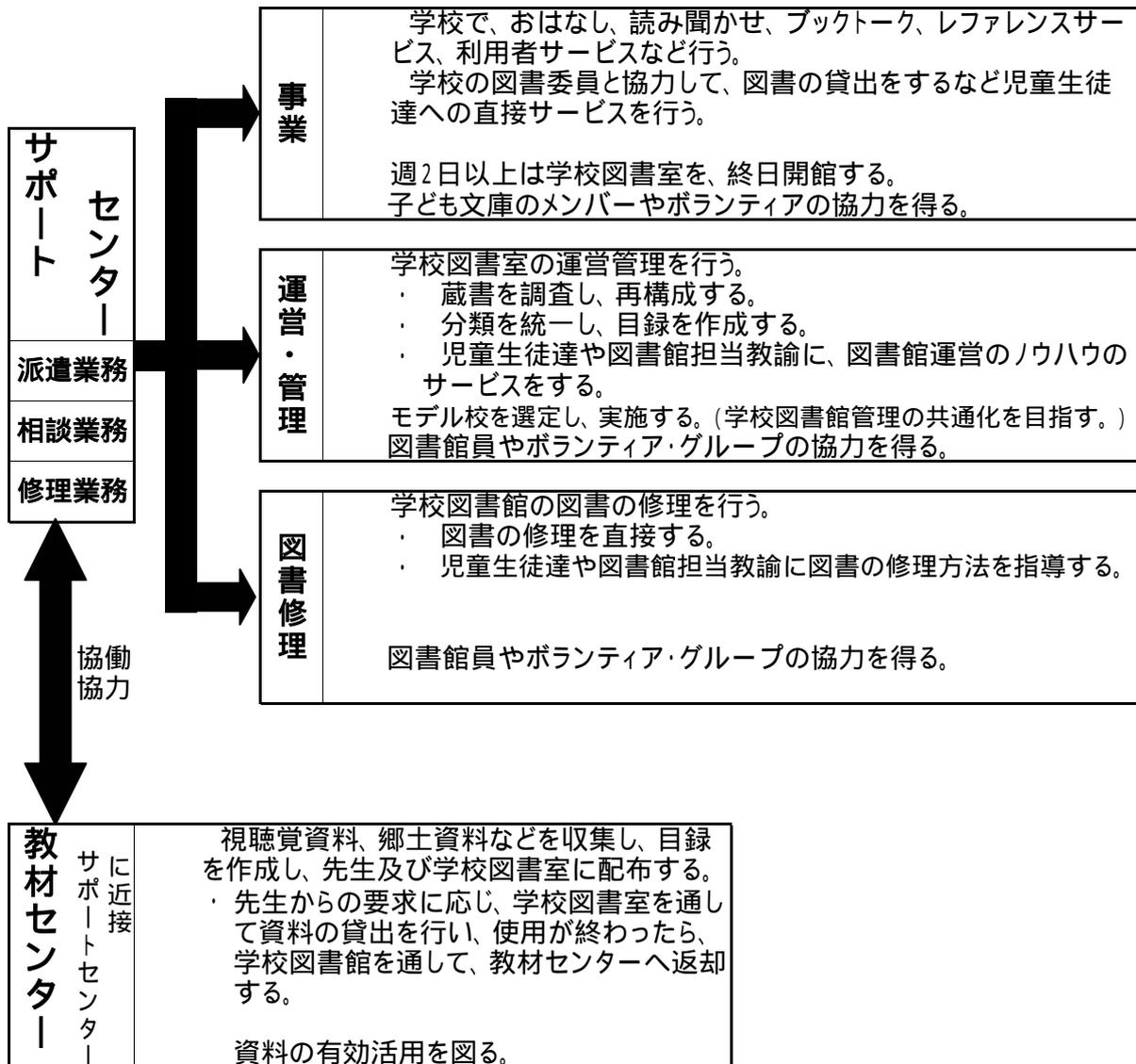
### 2 財政上の措置

(1) 国は、本計画に掲げられた各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努める。

(2) 国は、地方公共団体が地域の実情に応じて自主的に実施する子どもの読書活動の推進に関する施策のための費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

# 学校図書館サポートセンターの概要

(資料3)



ボランティア・グループを中心に、さらに司書、司書教諭の資格や経験のある人達を募集し、図書館サービス、運営管理ができるように研修する。

モデル校を選定し、試行及び検証により、その有効性が証明されれば、期間を定めて、他の学校へ広めていく。

余裕教室や地区図書室を、サポートセンターや教材センターとしての活動場所として選定する。

## (設置)

第1条 読書活動の推進を図るため、市民にとっての読書の役割や今後の事業展開及び、協働・協力体制の確立に向けた企画・立案をするため、読書のまち八王子推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会は、次の事項について検討する。

- (1) 「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」(「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行)に基づくもの)
- (2) 「読書のまち八王子推進構想」

## (構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- |               |    |
|---------------|----|
| (1) 一般公募による市民 | 2名 |
| (2) 学校の関係者    | 4名 |
| (3) 図書館の関係者   | 1名 |
| (4) 民間団体      | 2名 |
| (5) 学識経験者     | 2名 |
| (6) 行政職員      | 4名 |

## (任期)

第4条 委員の任期は、読書のまち八王子推進構想の報告書の作成までの間とする。

## (会長)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

## (意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

## (事務局)

第8条 協議会の事務局は、学校教育部指導室及び八王子市中央図書館に置く。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年9月27日から施行する。

## 読書のまち八王子推進協議会開催状況

回数	開催日	内 容
第1回	平成14年11月15日(金)	委嘱状の伝達、委員紹介 子どもの読書を取り巻く現状、図書館、学校等の現状把握 各種資料、新聞記事等による現状把握。委員から読書に関する日頃の考えの意見発表。
第2回	平成14年11月26日(火)	読書を取り巻く現状と課題 各々の分野における読書環境等について、委員からの意見発表
第3回	平成14年12月17日(火)	読書を取り巻く現状と課題の確認、整理 1・2回で出された意見等を項目別に整理。併せて委員から内容に対する意見を次回会議までに文書で提出してもらう。
第4回	平成15年 1月14日(火)	読書を取り巻く現状と課題の整理 委員から出された意見をもとに、学校・図書館等の分野別にその役割・現状・課題について整理。
第5回	平成15年 1月28日(火)	課題の整理及び解決策について 分野別に、役割・現状・課題及び解決策についての整理
第6回	平成15年 2月13日(木)	子どもの読書を取り巻く状況のまとめ 子ども読書活動推進計画の骨子について 推進計画の骨子案についての意見交換
第7回	平成15年 2月25日(火)	子どもの読書活動推進計画(案)について 推進計画(案)の基本方針、取組(「家庭」「学校」を中心に)を検討
第8回	平成15年 3月14日(金)	子どもの読書活動推進計画(案)について 推進計画(案)の取組(「図書館」「市民団体」等を中心に)を検討
第9回	平成15年 3月21日(金)	子どもの読書活動推進計画(最終)について 推進計画(最終案)の検討、取りまとめ

## 読書のまち八王子推進協議会名簿

氏名	選出区分	役職等	備考
ウチダ ヨシ子	市民公募	主婦	
ゴトウ ハルオウ	"	会社員	
イシノ ヒロオウ	学校の関係者	八王子市立高嶺小学校校長	
ヤマザキ ヒサシ	"	八王子市立横川中学校校長	
カサノ カズキ	"	八王子市立小学校PTA連合会会長	
サイノ フミタカ	"	八王子市立中学校PTA連合会会長	
シノヅメ ユキ子	図書館の関係者	八王子市図書館協議会会長	会長 職務代理者
オウハシ ミチヨ	民間団体	八王子子ども文庫連絡協議会副会長	
ミヤザキ キヨヲ	"	東京都書店商業組合八王子支部会計 (有)喜鳳堂 代表取締役	
コセキ カズ子	学識経験者	日本児童文学者協会理事 児童文学作家	
ミナモト マコト	"	八王子市社会教育委員会議議長	会長
コバヤシ タカヨ	行政職員	八王子市生涯学習部長	
ミヅノ ヒロシ	"	八王子市健康福祉部長	
カガキ カズオウ	"	八王子市学校教育部付参事	15年3月13日 まで
チバ マサリ	"	八王子市学校教育部指導室指導主事	15年3月14日 から
オカサ ユカ	"	八王子市社会教育部長	

事務局 八王子市教育委員会学校教育部指導室(八王子市元本郷町三丁目24番1号)  
八王子市中央図書館(八王子市千人町三丁目3番6号)